

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

助成財団センターの存在意義	1
松方理事長対談シリーズ(2) 座談会「公益法人制度改革への期待」	2
Report 22 助成財団の社会的役割	7
TOPICS 個人情報保護法と助成財団	10
インフォメーション／編集後記	12

助成財団センター（以下「センター」という）の存在意義を論じるなど、いまさらなにをと思われるかもしれない。しかし、1988年のセンター設立に少なからずかかわった者のひとりとして、現在の助成財団をめぐる大きな環境の変化の中、改めて確認したいからである。

センター発足は1988年であるが、その前に準備期間が数年あったので、すでに約20年経過している。発足当初はすべて手作りで、まず、多くの助成財団の情報を集めようとお願いをすると、「特に情報を提供しなくても、選考委員の先生方に推薦をしてもらっているのだから必要を感じない」「英文の情報を積極的に流さないでほしい。事務局の人数が少ないので、海外からの多くの応募に対応しきれない」など、次元の異なる反応に何度か遭遇した。現在、このような考えはないと思いたい。

そもそも、センターは、民間の貴重な資金を、研究者や団体などに提供することによって、社会のさまざまな問題を解決するための情報仲介機関である。その使命からいえば、適切な情報を的確に発信する機関としての役割は大きい。できるだけたくさんの情報をすべての人に公開し、電話などによる相談にもきめ細やかに対応する機能がセンターには要求される。

情報を必要とするのは、助成金を欲しいと思っている者だけではない。同じような助成を複数の財団で共同して行うことによって、より効果をあげることにセンターの情報をつなげることもできる。ただし、このような機能を十分に、

明治学院大学大学院法務職研究科教授

あのみやたかこ
雨宮孝子

助成財団センターの 存在意義



持続的に発揮させるには、かなりの費用がかかる。まさによい事業をしようとすればするほどお金がかかる。センターは金食い虫である。これは20年前も今も変わらない。これを、会員である助成財団だけが負担することは、各自の助成事業にできるだけ配分したいと思っている助成財団にとって、悩みの種でもある。

助成財団の役割は、たとえば結果が出ないかもしれない最先端の創造的な研究の推進、特定のニーズに即応する事業への支援、政府も手をつけることができない国際的な支援など多様なニーズにいかに的確に対応するか、で評価されるものである。大きくいえば、助成財団もセンターも社会の変革にかかわる事業をしているといえる。本紙52号で、朝日新聞編集委員の辻氏が「社会の変革を担いうる多様性の果実の目利き」の役割を助成財団に求めているのは、このことを指していると思う。ただし、このような存在意義について、一般の理解はほんとうに低い。

社会変革に寄与する助成財団の活動をもっと社会に浸透させるとともに、個人も企業も助成金を受けた者もセンターのような組織を寄付や活動への参加などによって支援しやすい仕組みが必要である。

公益法人制度改革で、助成財団への税制を強化するなどをもってのほかで、国は、補助金ではない民間の力を税制優遇などでより活性化することによって、社会システムの変革を目指すべきである。

松方理事長対談シリーズ(2)

座談会「公益法人制度改革への期待」

—新しい時代に対応する歴史ある助成財団に聞く—

戦前に設立され、60年以上の歴史をもつ4財団の方々にお集まりいただき、財団設立の趣旨と今日までの事業の展開、運営上のご苦労と公益法人制度改革への期待を語っていただきました。
空襲で事務所や設備が被災し、戦後の超インフレに悩まされながらの財団運営は、金利低下にあえぐ現代にも通ずるところがあるかもしれません。研究助成の新しい動きとあわせてご覧ください。

司会：私は三井住友海上文化財団の理事長を務めるほか、幾つかの財団に関係しておりますが、その中に森村豊明会がございます。この財団は、日本陶器（ノリタケカンパニー）の創業者、森村市左衛門が明治34（1901）年に設立し、大正3（1914）年に法人化したもので、日本で最初につくられた近代的な意味での助成財団であるといわれております。

そこで今日は歴史の古い伝統的な助成財団の皆さま方にお集まりいただき、財団運営の重要さ、あるいは機微にわたる問題、特徴的な事柄を教えていただきながら、私自身も勉強してまいりたいと存じます。

最初にそれぞれの財団の現状に至るまでの出来事をご紹介いただければと思います。最も歴史が古い服部報公会の岸田さんからお願いいたします。

—— 財団設立の経緯とその後の展開 ——



岸田 謙

岸田：服部報公会は、かつて私が勤務しておりました株式会社服部時計店（セイコー）の創業者服部金太郎の古希を記念して昭和5（1930）年、私財300万円を投じて設立されました。社会の福祉を増進し、公益に資することを目的とし、国家および社会に対し有用なる発明発見または研究を成就した者に対する感謝および賞金を贈与する事業として「報公賞」を設け、教育関係の調査や研究助成などの事業も行うこととしました。「報公賞」は設立の翌年から始まり、戦中戦後の混乱期に1回も途切れることなく今日まで続いております。「報公賞」の戦前の受賞者には、若き日の湯川秀樹先生や茅誠司先生がおられます。寄附行為を改正する昭和45（1970）年までは人文科学系も対象にしておりましたので、民俗学の柳田国男先生、民法の我妻栄先生も表彰されております。

現在では工学に関して優秀な研究成果を上げた者に対する「報公賞」の贈呈と、工学に関する研究の奨励援助の2つの事業を行っております。



内田 啓一

内田：旭硝子財団は昭和8（1933）年、旭硝子株式会社創立25周年を記念して50万円の出捐で設立されました。当時の名称は「旭化学工業奨励会」。企業財団としては草分けではないでしょうか。板ガラスの製造は非常に難しく大変苦労したことから、創始者である岩崎俊哉社長の化学振興に対する熱意と、国家・社会に対する報恩の思想が、財団設立の背景にあります。

第1回の研究助成金は1万3,000円、当時の大学卒初任給が30～40円、文部省の科学研究奨励金が6万5,000円の時代でした。

昭和21（1946）年から戦後の混乱で事業を中止しましたが、昭和30（1955）年から正式に事業を再開、昭和36（1961）年には化学から工業全般を対象とするため名称を「旭硝子工業奨励会」に、さらに平成2（1990）年には事業新展開のため「旭硝子財団」と今日の名称に変更しました。

現在は研究助成と顕彰「ブループラネット賞」の両輪で、人類・社会への寄与を追及しており、昨年度末の総資産119億円、総事業費は6億3,000万円となっています。



一原 嘉昭

一原：昭和11（1936）年は、世界でも早い時期に電力事業を始めた東京電燈株式会社の50周年にあたります。その記念事業の一環として、電気技術の発展に貢献する財団法人東電電気実験所をつくることになり、昭和13（1938）年、有楽町に本部を、川崎に研究

司 会： 松方 康（財団法人 助成財団センター理事長）

出席者： 岸田 譲（財団法人 服部報公会事務局長）

内田啓一（財団法人 旭硝子財団専務理事）

一原嘉昭（財団法人 東電記念科学技術研究所常務理事）

熊谷 清（財団法人 東京海上各務記念財団常務理事）

（文中敬称略）

施設を設け、かなり大規模な人員で発足しています。その後電気事業の体制変更がありましたので、昭和17（1942）年に名称を財団法人東電記念科学技術研究所と改めました。その後戦いで川崎の実験工場が壊滅し、資産もほとんど失いましたので、戦後はごく細々と研究を続けていた状況でした。

昭和32（1957）年には、新しく発展し始めた電気事業をとりまく諸般の情勢を勘案して、昔の形の研究活動ではなく、研究助成活動に主眼を置くことになりました。

その後、昭和61（1986）年に東京電力の大口寄付を基金に、学術研究助成事業を本格的に拡大しました。助成対象は基礎研究を行う若い学究とする方針を確立し、当時研究費不足に悩んでいた大学関係者から大変歓迎されたようです。

最近では学術研究をとりまく環境や研究テーマの性格が、当時とかなり変わってきました。そこで私どもは、過去20年の学術助成活動の成果を総括して、産業が母体になっている助成財団活動の今後のあり方についてよく考えなければならないと思っています。ちょうど民間活動の活発化を目指す公益法人改革が進められていますので、制度改革を生かして、基本的な問題を考えるよい時期だと思います。



熊谷 清

熊谷：東京海上各務記念財団は、東京海上の会長であった各務鎌吉の遺志により遺族から寄贈された200万円と、故人が関係した会社からの寄付385万円を併せ585万円を設立資金とし、海運、金融、貿易、その他産業の発展に寄与する人材を育成すると同時に、学術研究の振興を図ることを目的として昭和14（1939）年に設立されました。

終戦後のインフレで財政的に非常に困窮した時期がありましたが、継続して事業を行っていたようです。というのは事務所が戦災に遭い、財団設立許可書だけは持ち出して難を免れましたが、多くの資料が焼失、散逸して分からなくなっているからです。

昭和35（1960）年、東京海上80周年に500万円の寄付を受け、名称を東京海上各務記念財団と改称し、以来東京海上から周年記念等に支援を受け、当初の奨学金給与、学術研究助成、海外留学費助成の3事業のほか、地震研究助成事業や懸賞論文、

優秀著書表彰制度などの事業を行ってきています。

これまでの流れを見ると、平成元（1989）年頃までは寄付金を基本財産に繰り入れ、その運用で事業の経費を賄っていましたが、それ以降は金利低下が続き、基本財産への寄付は財政的にあまりメリットがないので、ASEAN奨学金事業への事業費の寄付のように、フローの寄付に変わっています。

現在、基本財産は11億4,000万円、債券とミレアホールディングスの株式です。制度改革で資金運用の選択肢が広がれば、保有株式の取扱いも検討対象となると思っています。

司会：戦中戦後の混乱期には多くの財団が活動を中止、あるいは大幅に縮小しているようですが、その中で服部報公会はコンスタントに活動を継続されているようですね。

岸田：記録によると、終戦の昭和20（1945）年にも理事会を5回、評議員会を4回、常任審査委員会を2度開催しており、終戦直後の10月に報公賞の贈呈式を行っています。

その他の記録では、戦後のインフレ対策で財団の資金が封鎖されたり、切り捨てられたり、あるいはそれが一部戻ってきたりと、かなりの制約を受けたことが記されています。

財団の基本財産は600万円で終戦を迎えましたが、昭和40年代から50年代にかけて、服部時計店、第二精工舎、諏訪精工舎などからまとまった資金を、その後は服部家縁の方々から株式の寄付をいただき、現在は6億7,000万円となっています。

—— プログラムの流れは「人」への投資 ——

司会：戦後のインフレや最近の長引く低金利など、財団運営上の課題は、いつの時代も資金確保が第1に挙げられるのではないかと思います。助成事業についてはどのようにお考えですか。

岸田：私どもの財団は本日ご出席の3財団と比べて規模が小さく、報公賞500万円、研究助成が10人で1,000万円程度です。これまで厳しい時期もありましたが、現状では特に問題はありません。万一資金に不足が生じた場合は、親会社がありませんのでいずれかにお願いすることになるでしょう。過去の例では、問題は寄付を受ける場合の特定公益増進法人の申請です。とにかく決裁に時間がかかる、必要なときに間に合わない。今般の制度改革ですべての公益法人が特増並みの優遇税制を受けられ

松方理事長対談シリーズ(2)

座談会「公益法人制度改革への期待」

—新しい時代に対応する歴史ある助成財団に聞く—

るようになれば、手続きが省け大変なメリットになると思います。

司会：財団活動の現状と課題について、内田さんはどのようにお考えですか。

内田：旭硝子財団の主事業は研究助成で2.9億円強、もうひとつの柱がブループラネット賞という顕彰事業で2.3億円弱、ほかに環境アンケートを実施して環境危機時計というのを発表し、注目を集めています。

現時点での最大の課題は、研究助成プログラムの見直しです。昨秋の理事会で、国の科学研究費が増大している中で財団が大学に出している研究助成がほんとうにありがたいものなのか、意義のある研究助成になっているのか、という疑問が出されました。それを受けて、研究助成事業は特色をもってやるべきだ、総花的にやるべきではないという考えのもと、現在事務局で検討をしております。方向としては、若い研究者への助成の充実およびこれぞと目をつけた研究に、かなりまとまった金額を助成する、あるいは長期間継続助成する、いうなれば偏りをもった選択、よくいえばメリハリのある重点化した研究助成をイメージして、2、3年後にスタートすべく、現在作業中です。一原さんのほうはいかがですか。

一原：財団事業で大事なのは、その財団の理念のアイデンティティだろうと思います。今回の制度改革で、財団がそのアイデンティティを守りながら、自己責任で、自主的に、より時代に適した事業の形を選んで運営ができるようになり、助成成果が世の中の評価のフィードバックで社会の中に定着していくのを助けるものであることを希望しています。

東電記念科学技術研究所の事業の中心は、電力という非常に重要な産業分野をよりよく発展させるために、公募によって広い関連領域での自由な基礎研究に1人当たり1,000万円を助成する研究助成です。学術関係では、一昔前と異なり国の施策が整ってきましたから、重要な研究の研究費不足を援助するという意味はなくなりました。個々の民間財団の助成金額には限りがありますから、公平さを求められる行政ではできない、現時点では評価は分かれても将来大きな意味があるかもしれない研究、あるいはまだ評価は確定しないけれども可能性のある独創的な人材を発掘することに、民間助成財団の存在意義があるのだと思

います。また、企業はすべての事業活動にアカウンタビリティを求められていますから、出捐企業が企業財団を援助し続けるには、財団の活動が十分な社会的評価・認知を得ている必要があります。その他の事業である国際交流の公募援助でも、これまでのように外国の学会に行き論文を発表するという定形活動にかぎらず、渡航先に伝えたい、あるいは招いた人から得たいメッセージはなにかをはっきり出して応募してもらい、その内容次第で助成する、という考え方にしています。

また、奨学金事業もすべて公募にしました。選考は推薦書や成績だけではなく、自分がやっている研究テーマを説明させ、将来社会にどのように貢献するのかについて自分の思いを書く、という小論文にウエイトを置いています。結果として、採用する大学が広がりました。採択者の小論文はインターネットで公表しています。

助成事業には常になにを助成するのがよいのかという活動そのものの評価の問題がありますが、われわれ自身が評価するというのは大変難しいことです。結局、長い時間をかけて助成対象となった人が世の中から評価されていくことで、助成した側の評価も決まるのだと思います。助成受給者には、社会から援助を受ける見返りに、研究報告や小論文の形で自分が社会に対して将来の貢献を約束しているのだ、と自覚してもらうことが重要だと考えています。

内田：一原さんのお話を聞いて付け加えさせていただきますが、現在検討している研究助成のひとつとして、奨学金ではありませんが、何にでも使ってください、長期でも結構ですという、優秀な若手研究者をピックアップして助成するというプログラムを合わせ検討しています。いわば人材への投資という考え方です。

熊谷：人材投資という観点では今年から、東大と一橋大の人文・社会科学系の40歳前後の若手でわが国の将来を背負って立つような研究者に対して、研究助成を始めています。始めたばかりなので、必要な金額を提示してもらい、人文・社会科学系ではどのくらいの金額が必要なのかも検討してみたいと考えています。

一原：新しい試みを補足しますと、われわれの財団の主領域で



あるエネルギー問題はますます深刻になり、工学的手法に限らずあらゆる知恵を動員して対応しなければなりません。そこで今年から、大学の学術研究の枠にはまらない現場の調査や新しいアイデアの予備的検証のような広義の研究活動も対象とする、新しい公募助成枠をつくりました。学者はもちろんですが、学生でもNPOでも企業人でも、外国人でも応募できます。今後どういう応募が出てくるか楽しみです。

熊谷：企業財団が現在抱えている課題というか、問題点についてお話しします。1つは21世紀に入りCSRが話題になっておりますが、親会社の社会貢献活動と財団の活動とをどのように調和させるか。企業のCSRが進む中で、バランスをとる必要があります。2つ目は、世の中が大きく変わっているのに、財団の行う事業はこれまでのままでよいのか、当財団の事業でいうと、奨学金の対象となる学生はどのような学生がよいのか、また、事業そのもののあり方も考える必要があります。3つ目は、財団もコンプライアンスを重視する必要がある。例えば理事会や選考委員会などはルールどおりに、ガラス張り運営されているのだろうか、等々考えていかなければならないと思います。4番目は、公益法人制度改革で規制緩和され、事業も各財団が自由に行うことができるとなると、同じ資金でどのような事業をするのが一番よいのか検討する必要があります。最後はやはり低金利の中で財源をどのように確保するのかということだと思います。これは逃げて通れない問題です。今後この5つの問題を検討しながら、うまく調和をとって運営することが必要だと思います。

制度改革に期待するもの

司会：今お話しいただいた中の4番目の公益法人制度改革で、助成財団の運営にもいろいろな面で影響が出てくるだろうと思われそうですが、その問題をどのように受け止めて、今後どうしていきたいかお話しいただければと思います。

熊谷：制度改革の問題は、この4年間の間で大分変わってきた

ように思います。

当初、21世紀は官主導から民主導の時代で、第3セクターが大いに拡充して国のできないところを担当するのだ、寄付文化を醸成していくのだ、ということで、それならば公益法人にとって非常によいのではないかと考えていました。それが公益法人の不幸事を受けて、ガバナンスは強化しなさい、それから内部留保はけしからんというような規制の強化がクローズアップされ、「公益」というのは汚れてしまったというように喧伝されました。

ところが最近になってきて、大分ようすが変わってきているように思います。これは関係団体の努力によるところが大きいと思います。具体的には、公益性を認められる非営利法人（いわゆる「2階に上がった法人」）は、原則非課税、また現在の特定公益増進法人並みの寄付金優遇税制の適用、さらには資産運用や事業内容についても自由度が増し、活躍する範囲が広がるなど、われわれにとって評価できる点が増えてきた反面、情報公開やコンプライアンスなど、責任も重くなるようです。

このように考えると、われわれ助成財団にとっては、寄付金優遇税制を除いては、今とあまり変わらないのではないかと、強いていえば官主導がなくなって規制緩和された分だけプラスになる、その分事業もやりやすくなる、このような印象をもっています。

ただし、まだ予断を許さないのは、今年の6月17日に発表された政府税調の合同部会の意見（公益法人の税制および寄付金優遇税制）が、そのまま認められるのかということ、それからもう1つは公益性の判断主体が、民間有識者により組織され、われわれが期待しているとおり民間主導で運営されるのかということ、そのへんがまだ決まっていないからです。

だから、まだまだ不安要素は多く、これからも助成財団を挙げて一生懸命働きかける必要があるのではないのでしょうか。

司会：そういうことですね。

一原：私は公益法人制度改革の議論が核心からはずれがちだっ

松方理事長対談シリーズ(2)

座談会「公益法人制度改革への期待」

—新しい時代に対応する歴史ある助成財団に聞く—

た大きな原因は、いろいろ問題のあった行政補完型法人をわれわれのような純民間法人のボランティア活動と同じ枠で議論しているということに尽きると思います。

行政補完機能というのは社会に必要な公益的活動だと思いますが、税金を使うそのような活動はなによりも公平性や量的な実効性、それに無駄のない効率性が必要です。一方、民間助成財団が個人や企業の寄付をもとに行っている助成は、経済的競争原理ではできないけれども、社会的に価値があることを、自らの負担と、自由な発想でやることで、政府のなしえない自由な活動をして世の中を活性化するという点に価値があるはずです。

せっかく民法を変えようというのであれば、行政補完機能に対しては「準独立行政法人」とでもいうような別類型を設け、効率性の目で見えるようにしてもらいたいものです。今回そういう議論がなかったのは残念です。

それから、寄付文化を育てるという方向は大賛成ですが、結果的に、財団に寄付集めを強いるという、本末転倒にならないように希望します。

内田：一原さんがおっしゃった行政補完型法人については、そのとおりだと思います。しかし現在はそういう議論がないので、そうならないということを前提に考えなければなりません。

今、非常に社会が多様化して、非営利セクターの活動が多様化していく中で、それを強力にサポートできるような制度が望ましい。私は非営利法人の公益性を判断する第三者機関、判断機関が決定的に重要だと思います。それがルールであれば、悪用されるなど好ましくないケースが出てくるし、逆に厳しすぎると公益活動を阻害するということになります。そのへんのバランスが非常に難しい、相当しっかりした組織をつくらないといけない、そこところが心配ですね。

熊谷：第三者機関は、行政組織法に基づいてつくるので、しっかりしたものができるとは思います。それがほんとうに民間有識者で組織され、われわれが期待するように機能するのでしょうか。

内田：機関の構成や活動内容など、なかなか簡単にはできないのではないのでしょうか。問題なのは金融収益の課税であり、私はこれは論外だと思います。もし課税されたら、強烈に助成事業に影響しますよね。そのようなことは、われわれからすれば

論外なのです。

熊谷：これは常々公益法人協会の太田理事長が指摘されておられるように、制度改革について公益法人業界の方がもっと意見をいわなければ、行政の案に業界の人々が賛成していると見なされ、制度がつくられてしまいます。だからわれわれは機会あるごとに、公益法人の金融収益課税案に反対し、寄付金に対する優遇措置を講じるように、引き続き声をあげていきたいと思っています。

岸田：今回の制度改革で、私どもの財団はそれほど影響がないと考えていますが、熊谷さんがいわれるように、金融収益課税については大いに問題があります。それと内田さんがおっしゃった第三者機関というのですか、行政側が仕切るとなると最初に申し上げたように意見が分かれて長引くとか、時間がかかるというのが一番心配です。

熊谷：主務官庁制から、新しい制度に替われば……。

司会：まちがいがなく早くなるということですが。

一原：全体はよい方向に向けて議論されていると思いますが、最後まできて実は末端では規制強化になっていた、なんてことが起こらないようにしなければならぬ。民間活力を生かすために民間に極力自由な活動を保証して、政府はその足りないところを補うという小さな政府の基本理念のもとに行う規制緩和であるということを、実際の処置の都度、明確に表現してほしいですね。

内田：助成財団にとって制度改革がどうかを考えると、金融収益の課税を別にすれば、先ほど熊谷さんがおっしゃったように、基本的にはあまり変わらないだろうという感じをもっているわけですね。甘いかもしれませんが、ただ、それが真っ当にそのまま進めば自由度は増えるだろう、そういう意識をもっていきたい、という気持ちです。

司会：今日はほんとうに、ありがとうございました。私もまだ不勉強で十分なことが分かりませんが、公益法人制度の改革がうまく進めば、ひとつ正念場になって、われわれとしてはまた新しい時代を切り開けるのかな、というような期待をもっております。



松方 康

助成財団の社会的役割



助成財団が公益性を有する活動を行う上で、助成財団の社会的役割を認識することはきわめて重要です。本年度の初任管理職研修で、セゾン文化財団の片山常務理事に、『助成財団の社会的役割』と題して分かりやすく講演していただきましたので、本誌上にその要旨を再録いたします。



(財) セゾン文化財団 常務理事 片山正夫 かたやまさお

助成財団の社会的役割を考えるにあたっては、同じく公益活動を支援する立場である政府セクター、社会貢献活動として支援している企業セクターと比較することで、助成財団の特質、その強みが分かりやすくなるのではないかと思います。

政府セクターの強みと制約

まず公益活動の最も大きな支援者である政府について考えますと、強みということでは税金という確かな財源をもち、マンパワー（公務員）も多すぎるぐらいもっている。また、民間が出す賞よりも国の勲章のほうがありがたがられるように、国にはやはり一定の権威や信用がある。

反面、政府セクターにおいては、税金が財源ですから公平性が求められる。納税額の多寡に関係なく国民は平等に扱わなければなりません。

しかも、納税者、有権者、そして国民すべてが利害関係者ですから、コンセンサスの形成は困難で、手間と時間がかかる。それゆえ、前例のないことへのチャレンジがしにくくなる。価値観は保守的になり、活動も小回りが効

きにくいという宿命を負っています。

また政策の継続性という意味でも、最近自治体の首長の交代でドラスティックに政策が変わる。例えば前職の知事が営々と準備してきた芸術文化施設の建設中止を公約に掲げた候補者が当選するということのようなことも起きています。

長期的な視点で行うべき政策の継続性も、保証の限りではないわけです。

企業セクターの強みと制約

一方企業セクターの場合、自分で稼いだお金で社会貢献をしているわけですから、それほど公平、平等の原則に縛られる必要はない。うちの企業はこれが得意、こういった歴史がある、そういったものを生かした社会貢献、公益活動へのサポートをしていけるというのは、企業の強みだと思います。独自のノウハウ、人材、製品やサービス、所有する施設などを有効活用することもできるでしょう。

反面、企業セクターにも制約がある。景気や業績の変動はしばしばフィナンソロピー活動に影響を及ぼしますから、活動をコンスタントに継続できる保証は必ずしもない。

また自治体の首長と同じで、企業のト

ップが代われれば、今まで芸術関係に支援してきたが、今度の社長はスポーツが大好きでスポーツを支援するといったようなことも起こるかもしれません。

また、企業の公益的な活動への支援は、あくまで株主など利害関係者に説明のつく範囲で行われる必要があります。これも政策面での制約といえるでしょう。

助成財団の強み

これらと比較したとき、助成財団の強みは大きく2つあると考えられます。1つは継続性が保証されているということ。助成財団は設立目的がはっきりしている。例えば福祉を支援する財団は、原則としてそれ以外のことは行ってはいけない。特定の公益的な目的だけのために存在しているわけです。そして活動の継続を裏づけるものとして基本財産がある。もちろん現在の低金利を考えますと、運営が苦しいのは事実ですが、少なくとも制度的には継続性が保証されているということが第一の強みであると考えます。

もう1つの強みは、政策的に自由度が高い点です。理事会で承認されれば、新しい考えに基づいた冒険的な政策でも実現することができます。それがミッショ

ンに沿うものなら、前例にとられる必要はありません。先駆的であることを妨げる制約がないのです。この自由さを生かしていくことが、独自性を深めていくということにつながります。個々の財団が独自性を鮮明にすることで、初めてほんとうの意味での多様性が生まれます。このあたりが助成財団の強みだと思います。

助成財団の「非効率性」

しかし一方で、助成財団は、効率の悪いものであるともいえます。助成財団は基本的には、寄付によってつくられた基金の運用益で活動します。しかし実際に助成金として払い出せるのは、その運用益から管理費を支出した後の金額です。

これに対して、財団を通さず相手方に直接寄付をすれば、寄附金がそのまま相手に提供されます。仮に10億円あれば毎年1,000万円出して100年もつ。今10億円で財団をつくっても、運用益から諸経費を引けば、毎年払い出せるのは数百万円が関の山でしょう。もちろん基金の10億円は永遠に残るわけですが、100年後の10億円では大したことはない。恐らく今の金利状況では、寄付をする人にとって、財団をつくることは魅力的に映らないでしょう。さらに助成財団は、助成を受けたい人に対してもコストを強いています。きちんと申請書を書きなさい、こんな資料を付けなさい、報告をしなさい、贈呈式に出席しなさい、等々。これらも見えないコストと考えると、直接寄付に比べ、きわめて経済効率は悪いことになります。

助成財団の存在意義

助成財団が存在する意義は、このよう

な非効率性を補って余りあるものがないと正当化できません。

そのためには、他のセクターにできない「何か」を追求する姿勢が必要です。他のセクターと同じことをしてはその中に埋没してしまい、助成財団ならではの存在価値を示すことはできません。

あるいは他のセクターでできないことはないが、いろいろな制約ゆえに行にくいことをやっていく。例えばまだ評価の定まらないリスクのあるものに助成するのも1つですし、助成対象だけでなく、助成方法についても、ほかにないやりかたに挑戦していくことが重要でしょう。こういった方法で助成したほうが高い効果が得られるのではないかと、といったような新しいアイデアを実行してみるわけです。こうすることによって1つの存在意義が出てくる。

「歪み」の補正

公益法人制度改革では、非営利法人の中で公益性が認定されると自動的に寄付優遇税制が認められる方向で話が進んでいます。これは1人ひとりの市民が税金を経由せずに、自分がいいと思う公益的な活動に直接、自分のお金を振り向けていくという、大げさにいえば“直接民主主義”の一部導入といえるかもしれませんが。それはそれで民意の反映ですから結構なことですが、いいことづくめか、というとそうでもない。

例えば芸術とか文化の分野について考えてみると、一般の人々が寄付をする場合、知名度のある、あるいは分かりやすい、アピールするものに支援が集まりがちです。しかしながらそれだけでは、大きな見地から見ると偏った支援になりかねません。そうではなく、地味で目立たないけれど重要なもの、今は確かにまだ

よく分からないが、ひょっとして10年後20年後重要なものになるかもしれない。そのようなものを助成財団のプロの目が見極めて支援していくことで、寄付社会における一種の「歪み」を補正する役割があるのではないのでしょうか。

影響力をもつ

それからもう1つは影響力、インパクトを追求することが大事だと思います。資金は限られていますから、その資金が2倍にも3倍にも4倍にも生きるという戦略を考えていけば、先に触れた効率の悪さは跳ね返せるはずですが。助成金の効果を増幅していくにはいろいろな考え方があると思います。影響力を持ちうる助成先を探し出すのも1つの考え方ですし、それだけではなく、もっと財団が主体的に、われわれの財団が価値を認めたよということを社会にアピールする、それによって助成を受けたところが社会的に一定の認知を受ける。それを見て行政を含む他の助成機関がそこに助成するといったような形で効果を増幅していく。あるいはある財団で開発した新しい助成プログラムが、その効果を認められて広く普及していく、といったこともあるかもしれません。こうした波及効果をとおして、結果的に影響力を高めていくことができるわけです。

政策の提言

この考え方を延長していくと、最終的には政策提言に近くなっていきます。アメリカの大型財団などではしばしばいわれることですが、助成財団はいわば政策の実験をしている。公的な政策、現行のプログラムに対してこういうやり方もあるのではないかと、という代替案を財団が

考え、具現化してみる。うまくいけばそれは政府なり他のセクターが採り入れていけばよいわけです。そういうことによっても、助成財団の強みを生かし、先に述べた非効率性を跳ね返すことができる、と考えられます。

助成財団の役割

私どもの財団の評議員である劇作家の山崎正和先生はかつて、「助成財団というのは民主主義の3つの欠点を補正する役割をもっている」とおっしゃいました。

民主主義の欠点の1つは、時間がかかりすぎることです。民主主義の本質は手続きであり、手続きをしているうちに時間がどんどん過ぎていく。これが民主主義の欠点です。しかし助成財団ならば決定は迅速に行える。

2つ目は、民主主義は多数決ですから、衆愚政治になる、ということです。みんなの知恵を結集して行うつもりが、多数決だと変な方を向いてしまうことがある。助成財団という専門家集団が打ち出す鋭利な政策のほうが、時にこれに勝ることもあるということです。

民主主義の欠点、その3は、現在主義だということ。10年先、20年先に大事なことはほかにあるかもしれないけれど、それよりも今足元に火がついている、そっちを消すほうに力をとられてしまう。今起こっている問題の解決を優先せざるを得ない。しかし助成財団は歴史的なパースペクティブから思考し、超長期的な問題を優先させることができる。以上が民主主義を補完する助成財団の社会的な機能である。

プロの寄付者となれ

私も山崎先生の話されたとおりだと思

いますが、そのような役割を果たしていくためには、助成財団はプロフェッショナルな寄付者にならなければなりません。そのためにはどうすればよいでしょうか。

プロの寄付者になるためには、第一に自分の領域（ドメイン）をきちんと定義することが大事かと思います。

セゾン文化財団の米国でのパートナー財団であるアジア・カルチュラル・カウンシル（ACC）の理事長を長年務め、ロックフェラー系のフィランソロビーにおいて指導的役割を果たしてきたエリザベス・マコーマックさんというかたがおられます。

そのかたがおっしゃっているのは、「助成財団は広く思考して狭く助成しなさい」ということです。

広く思考するのはだれもが心がけることですが、狭く助成するというのが意外と難しいことです。しかしこうして領域を狭めることが高い専門性の涵養にもつながるはずなのです。

プログラムオフィサーと調査研究機能

最近プログラムオフィサーが注目されていますが、かつては、「有識者による選考委員会をつくって、審査してもらってください」と、「丸投げしろ」といわんばかりの指導を、主務官庁から受けたものです。

このような慣習の背景には、日本の助成財団の多くが科学の研究に対する助成を中心に行っていたことがあるのかもしれませんが。

しかし、申請案件の評価を外部の選考委員に機械的に丸投げしていると、なかなか財団内部に情報や知識が蓄積されません。またそうそう選考委員に適した人

はいませんので、どこの財団も同じようなメンバーの選考委員会になってしまいう、というような問題も指摘されます。

そのような弊害を避け、助成財団として独自性を深めていくには、対象領域を詳しく調査し、プログラムを立案し、これを運営、評価していく専門スタッフ・プログラムオフィサーの存在が重要になります。

応募者の話を聞く

調査研究機能は非常に大事ですが、助成財団は、申請者が向こうから情報をもってきてくれる、という恵まれた立場にあります。

ですから、ただただ応募書類を郵送で受け付けて外部の選考委員に丸投げするのでなく、できるだけ助成を求めてくる人と会って、お茶でも飲みながら話をするとよいと思います。そうすると知らず知らずの間に多くの生きた情報を得ることができます。そこから問題意識が芽生え、問題意識からプログラムが生まれてくるわけです。

ただ、いくら助成事業において調査研究が大事だといっても、データを入れれば方程式のように答えが出てくるものではありません。財団の価値観なり、ポリシーなりを十分に理解した上で、対象とする領域に存在するいろいろな問題をどのような視座から解決していくかという、きわめて人間的な行為だと思います。

先に引用したマコーマックさんは、次のようにもおっしゃっています。

「助成という行為はサイエンスよりも、むしろアートに似たもののなのです」

個人情報保護法と助成財団

—助成財団はどのように対応すべきか—

2005年4月から、民間事業者にも個人情報保護法が適用されることになりました。助成財団はこの法律にどのように対応すればよいか、簡単に説明いたします。

1. 個人情報保護法とはどのような法律か

この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の不適切な取り扱いによって個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めた（1条）、いわば予防法です。

ここでいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものです（2条1項）。一般的には個人の氏名に、生年月日、住所、勤務先などの情報が加わり、特定の個人が識別されます。

この法律で義務を負うのは、個人情報データベース等を事業の用に供している「個人情報取扱事業者」です（2条3項）。しかしながらデータベースとして保有する情報量が少ない事業者は、本法の適用を除外されることになっています（施行令2条）。

「個人情報取扱事業者」には助成財団も含まれます。規模が小さい助成財団の中には、個人情報保護法の適用除外となることもあるでしょう。しかしながら公益活動をにう助成財団としては、小規模という理由で、個人情報取扱事業者に課せられる義務を怠ってよいということにはなりません。すべての助成財団が規模の大小にかかわらず、個人情報を保護するこの法律を遵守することは、当然だと考えます。

2. 個人情報取扱事業者の義務

この法律で個人情報取扱事業者に課している義務の概要は、次のとおりです。

（1）個人情報に関する義務

個人情報の取得に際しては、個人情報の利用目的をできるだけ特定（15条）し、その利用目的を公表するか速やかに本人に通知しなければなりません（18条）。不正な手段で個人情報を取得することは禁止されており（17条）、また利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはできません（16条）。

（2）個人データに関する義務

個人情報の中で個人情報データベースを構成するものを「個人データ」といい、個人情報取扱事業者に次のような義務を課しています。

まず個人情報を正確かつ最新の内容に保つように務めなければなりません（19条）。次に個人データの安全管理に必要な適切な措置を講じる（20条）とともに、従業員と業務の委託先に

対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません（21、22条）。さらに最も重要なのが、個人データの第三者提供は、あらかじめ本人の同意が必要である、ということです（23条）。

この法律の施行前に公開された個人データを施行後も公開する場合、改めて本人の同意を得ることは事実上不可能です。このような場合に備えてこの法律は、オプトアウトという制度を設け（23条2項）、本人の求めにより情報提供を停止することなどを明らかにしていることを前提に、情報の第三者提供、つまり助成財団による適切な公開などを認めています。

（3）保有個人データに関する義務

個人情報取扱事業者が保有する個人データのうち、開示等の権限を有しないもの、その存否を明らかにすることにより公益その他の利益が害される恐れがあるもの、6か月以内に消去するものを除いたものを、「保有個人データ」といいます（2条5項、政令3、4条）。

個人情報取扱事業者は、当該事業者の氏名、名称、すべての保有個人情報の利用目的、開示手続き、保有個人データに関する苦情窓口などを明らかにしなければなりません（24条、施行令5条）。また保有個人データについて本人から開示（25条）、内容の訂正等（26条1項）、利用停止等（27条）を求められた場合には、原則としてこれに応じなければなりません。

3. 助成財団の対応

助成財団が保有する個人情報としては、まず財団役職員に関する情報があります。次に事務局運営に必要な取引先の担当者や、日常活動の中で出会うさまざまな人の個人情報があります。その中には名刺も含まれます。

助成財団の活動に特有な個人情報としては、応募書類に記載された応募者の個人情報があります。応募者本人だけでなく、推薦者や連絡先の個人名も含まれます。

ここでは助成財団特有の個人情報について、個人情報保護法への対応を検討します。

（1）個人情報の取得について

応募書類に含まれる個人情報は、その利用目的をできるだけ特定し、それを通知または公表しなければなりません。具体的には、利用目的を申込書などの応募書類に明記するか、ホームページなどで公開することになります。

通知または公開した利用目的を逸脱した利用は禁じられてい



ますので、応募者リストをもとにして、助成活動と関係のない資料を発送するなどということはできません。

(2) 個人情報の公開（第三者への提供）について

助成財団の助成結果は、これまでマスコミ等を通じて各方面へ公開してきました。ところが個人情報保護法では、個人情報（正確には個人データ）を第三者に提供する場合、本人の同意を得ることが必要になりました。

その対応には2通りあります。1つは助成決定情報に団体名のみ記載し、個人名を一切記載しない方法です。しかしこれはむしろ例外で、一般的には助成先の氏名を公開しています。この場合も申込書に個人情報の公開（第三者提供）に同意する旨の文言を記載する方法と、助成が決定し助成先と取り交わす文書に、同意文言を記載する方法があります。

なお公開選考を行う場合は、応募の段階で「個人情報を第三者に提供する」旨の同意が必要になります。

(3) 個人情報の管理体制について

助成業務に特有な事項ではありませんが、個人情報を適切に管理するために従業員教育を行い、盗難防止に努めるほか、苦情処理の窓口も明示する必要があります。

個人情報を取り扱う事業者の「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」がプライバシーポリシーといわれるものです。法律で作成を義務付けられてはいませんが、社会の信頼を得るために重要な手段の1つと考えられています。

(4) 応募書類等記載例

個人情報保護法に対応する応募書類（応募要領、申込書）等の注記事項の記載例を掲載します。

①申込書の記載文言

助成金申請書

〇〇財団 殿

「私は、貴財団作成の応募要領記載事項に同意して、申請いたします。」

申請者 住所
氏名

②応募要領の記載文言

[個人情報保護法に関する事項]

1. 当財団がこの〇〇〇〇（プログラム名を記載）の助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成の可否の通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
2. 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を財団法人助成財団センターに提供するほか、一般公開いたします。
3. 個人情報に関する窓口は次のとおりです。

個人情報担当 事務局長 〇〇〇〇

③助成契約書、助成金振込先通知書等の記載文言

私は、本件助成に関する情報について、個人情報を含みその一般公開に同意いたします。

④プライバシーポリシー[見本]

1. 個人情報の取り扱い
当財団は、助成事業を通じて社会の発展に貢献する活動を行っております。このような事業の過程で当財団が収集、保管する個人情報は、助成財団の公益性と社会的役割を認識し、個人情報の保護に関する法律、同施行令に基づき取り扱うように務めます。
2. 個人情報の取得と利用
当財団では、助成に関する個人情報の収集に際しては、その利用目的を明示するとともに、本人の同意を得ずに当初の利用目的以外に利用いたしません。
3. 個人情報の第三者提供について
当財団では、助成決定者に関する情報を原則として一般公開するとともに、財団法人助成財団センター（東京都新宿区新宿）に提供いたします。
4. 個人情報の相談窓口
当財団の保有する個人情報等についてのお問い合わせ窓口は、次のとおりです。

個人情報担当 〇〇〇〇

平成 年 月 日
財団法人〇〇財団
理事長 〇〇〇〇



I N F O R M A T I O N

「会員の集い」開催

この2年間開催を中止していた当センター主催の「会員の集い」を、本年度は次のとおり開催することになりました。公益法人制度改革を踏まえて、助成財団のあるべき姿をテーマに、会員相互のコミュニケーションを深めていただきたいと存じます。

多数の会員の方々のご参加を期待しております。

- ・日時 2005年11月15日(火)午後2時～5時30分
- ・場所 学士会館(東京都千代田区神田錦町3-28)

・基調講演 「助成財団の活動に期待する」

堀田 力氏(さわやか福祉財団理事長)

・シンポジウム「公益法人制度改革と助成財団」

司会：田中 浩氏(財団法人 損保ジャパン記念財団専務理事)

演者：雨宮孝子氏(明治学院大学大学院法務職研究科教授)

片山正夫氏(財団法人 セゾン文化財団常務理事)

蟹江宣雄氏(財団法人 トヨタ財団常務理事)

辻 陽明氏(朝日新聞東京本社編集委員)

堀川浩介氏(大阪コミュニティ財団専務理事)

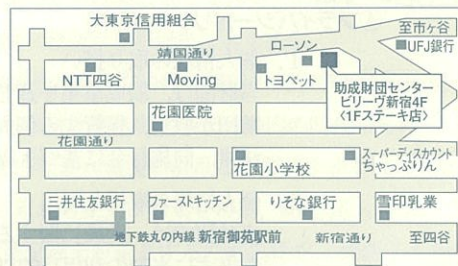
編集後記

◆本号では、理事長対談の第二弾として変則ではあるが、戦前に設立された歴史ある4財団の方々にお集まりいただき、座談会を開いた。今回お集まりいただいた財団に共通しているのは、単に歴史があるだけではなく、今現在、助成プログラムの選考方法や対象の見直しや新しいプログラムの立ち上げを積極的に行うなど、絶えず新しい時代の流れに対応しようとされている点である。

センターもうかうかしてられない。雨宮先生の巻頭言にあるように、「社会変革にかかわる」存在として、助成財団の活動をフォローアップできるようにしていきたい。

◆本号を編集している8月後半から9月初めにかけては、毎年「助成団体データベース」での未回答の財団に対する督促作業に追われている。ほとんどの方は、忙しさに紛れてしまっていたため、督促後快く調査表を返送して下さるが、中には返信を断られる方もいる。「小さい財団である」「一般公募をしていない」「問い合わせが多くなると困る」「面倒」というような理由である。ここにも「社会変革」の担い手としての助成財団の意識改革が必要であると痛感させられる。

(湯瀬秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.53 Oct. 2005

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2005年10月20日
編集・発行人 堀内生太郎

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp